

契 約 書 (案)

- 1 業 務 の 名 称 岩手県議会議員会館電話交換設備更新業務
- 2 履 行 期 間 令和2年 月 日から
令和2年10月30日まで
- 3 履 行 場 所 盛岡市内丸7番10号 岩手県議会議員会館
- 4 料 金 金〇〇円 (うち消費税及び地方消費税額〇〇円)
- 5 契 約 保 証 金 <<契約額の100分の5以上の額又は免除>>

岩手県 (以下「甲」という。) と〇〇 (以下「乙」という。) とは、上記の業務の実施について、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、甲から依頼された業務 (以下「業務」という。) をこの契約書及び岩手県議会議員会館電話交換設備更新業務仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示等)

第2条 甲は、乙に対して業務の実施に関してその作業に立会い、又は必要な事項を指示することがある。

2 乙は、業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(業務の内容の変更、中止等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、料金又は履行期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(完了報告及び確認)

第4条 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による検査を行い、業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

(料金の請求及び支払)

第5条 甲は、前条の検査が完了した後において、乙から適法な支払請求書が提出され、これを受理したときは、その日から起算して30日 (以下「約定期間」という。) 以内に料金を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 甲は自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払額につき<<令和2年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率>>の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(違約金)

第7条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき《令和2年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率》の割合で計算した違約金を徴収することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙が、業務を実施できなくなったとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、金額が当初の金額の3分の1以下となるとき。
- (2) 第3条第1項の規定による業務の中止期間が、履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における料金の返還)

第10条 乙は、第8条第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、既に料金の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、料金を返還するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により料金を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、《令和2年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率》の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第11条 乙は、第8条第1項の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第9条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償し

なければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利の譲渡等)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第15条 乙は、業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(不当介入に対する措置)

第16条 乙は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(補 則)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 2年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙 ○○
○○
○○